

11月1日から 児童扶養手当の制度が一部変更になります

所得限度額の引き上げ

児童扶養手当の支給は、前年の所得に応じて手当での全額を支給する「全部支給」と、一部のみを支給する「一部支給」があります。令和6年11月から判定基準となる所得限度額が下表のとおり引き上げられます。

受給資格者本人の前年所得（単位：円）

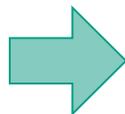
扶養する児童等の数	全部支給となる所得限度額				一部支給となる所得限度額			
	収入ベース		所得ベース		収入ベース		所得ベース	
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
0人	1,220,000	1,420,000	490,000	690,000	3,114,000	3,343,000	1,920,000	2,080,000
1人	1,600,000	1,900,000	870,000	1,070,000	3,650,000	3,850,000	2,300,000	2,460,000
2人	2,157,000	2,443,000	1,250,000	1,450,000	4,125,000	4,325,000	2,680,000	2,840,000
3人	2,700,000	2,986,000	1,630,000	1,830,000	4,600,000	4,800,000	3,060,000	3,220,000
4人	3,243,000	3,529,000	2,010,000	2,210,000	5,075,000	5,275,000	3,440,000	3,600,000
5人	3,763,000	4,013,000	2,390,000	2,590,000	5,550,000	5,750,000	3,820,000	3,980,000

※以降扶養する人数1人につき、所得ベースで380,000円ずつ加算

第3子以降の加算額の引き上げ

第3子以降の加算額が引き上げられ、第2子の加算額と同額になります。

変更前（～令和6年10月分）
全部支給 6,450円
一部支給 6,440円～3,230円
（所得に応じて決定されます）



変更後（令和6年11月分～）
全部支給 10,750円
一部支給 10,740円～5,380円
（所得に応じて決定されます）

◆手続きに必要なもの

申請には、受給者および該当する児童の戸籍謄本や住民票などが必要となりますが、申請する方のご事情により必要書類が異なるため、窓口でご相談いただいた上、書類のご案内をします。

※すでに児童扶養手当の受給資格をお持ちの方は、手続きは必要ありません。

問合せ 子育て支援課（8階） ☎(20)1573 📠(20)1606